

神崎市新庁舎建設検討委員会設置要綱

平成 28 年 1 月 8 日

要 綱 第 4 号

(設置)

第 1 条 神崎市新庁舎の建設に関し、必要な事項を検討するため、神崎市新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、神崎市新庁舎建設にあたり次に掲げる事項について協議及び検討し、その経過及び結果を市長に報告するものとする。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 基本計画に関すること。
- (3) 基本設計に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、神崎市新庁舎建設に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 21 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 市議会議員
- (4) 総務企画部長
- (5) 産業建設部長
- (6) 市民福祉部長
- (7) 福祉事務所長
- (8) 公共的団体から推薦された者
- (9) 学識経験を有する者
- (10) 建築に関する資格を有する者
- (11) 公募により選出する者

2 前項の規定による公募の手続きは、別に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告が終了した日までとする。ただし、委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失うものとし、新たに要件を満たす者が委員となるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務企画部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条の規定による報告をした日の翌日にその効力を失う。

附 則 (平成28年要綱第29号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

神埼市新庁舎建設検討委員会名簿

団体名（職名）	人数	備考
副市長	1	
教育長	1	
市議会議員	2	
総務企画部長	1	
産業建設部長	1	
市民福祉部長	1	
福祉事務所長	1	
区長会を代表する者	3	
神埼市教育委員会を代表する者	1	
神埼市身体障害者福祉協会を代表する者	1	
神崎市民生委員児童委員協議会を代表する者	1	
佐賀県県民協働課を代表する者	1	
まちづくり団体を代表する者	1	
学識経験を有する者	2	
建築に関する資格を有する者	1	
公募により選出する者	2	
	21	

神埼市新庁舎建設検討委員応募要項

1.趣 旨	神埼市の新庁舎建設を検討するにあたり、市民の皆様の意見を拝聴するため、神埼市新庁舎建設検討委員会（神埼市新庁舎建設検討委員会設置要綱参照）の委員を公募します。
2.公募人数	2名
3.委員報酬	委員会の会議に出席された際は、一日の会議で5,000円、半日の会議で2,500円を支給します。
4.応募資格	以下の条件をすべて満たしていること。 ① 神埼市民で、平成28年1月1日の年齢が満18歳以上の方 ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者でない方 ③ 市税等を滞納されていない方 ④ 暴力団員でない方
5.応募方法	応募用紙に必要事項を明記し、下記のとおり応募してください。 ① 応募先 〒842-8601 神埼市神埼町神埼410番地 総務企画部企画室 TEL 37-0102 Fax 52-1120 E-mail soumu-02@city.kanzaki.lg.jp ② 応募方法 応募先に持参、郵送、Fax又は電子メールのいずれか ③ 応募期限 平成28年1月29日（金）まで（郵送：当日消印有効） 持参の場合は、平日8時30分から17時15分に限ります。 ④ その他 応募動機について、作文してください。また、枠内で足りない場合は、別葉として添付してください。（A4用紙、書式自由）
6.選考方法	応募書類をもとに書類選考し、結果については、応募者宛に通知します。
7.その他	① 委員に選出された場合、委員の役職や氏名について、公表します。 ② 応募書類は、返却しません。 ③ 委員の任期は、平成28年2月から平成29年3月までを予定しています。 ④ 委員会の会議は、平日の昼間に開催する予定です。

神埼市新庁舎建設検討委員応募用紙

平成28年1月 日

ふりがな		生年月日	性別
氏名		T S H . .	男・女
住所	神埼市		
応募動機			
同意欄	<p>私は、神埼市新庁舎建設検討委員の応募に際し、市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の納税状況並びに住民登録状況について、担当職員が確認することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">平成28年1月 日</p> <p style="text-align: center;">住所 神埼市</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p>		
※同意欄の氏名は、自署してください。			